

長崎県技術士会名誉会員規定変更

従来規定

長崎県技術士会細則

第二章 会員

- 1) 名誉会員 技術士登録者で、年齢が満 80 歳を超えた会員
- 2) 正会員 技術士・第 2 次試験合格者
- 3) 準会員 技術士補・修習技術者及び第 1 次試験合格者
- 4) 賛助会員 本会の目的に賛同し協力する個人又は法人

改定規定（アンダーライン部が改定で、名誉会員条件、名誉会員に登録手続き規定を追加）

改定令和 2 年 2 月 21 日改定

1) 名誉会員 技術士登録者で条件を満たし、登録手続きを終えた会員

・名誉会員条件（名誉会員登録は任意で、以下の「1.」及び「4.」及び「2.又は 3.」を満たした会員）

1. 当該年度で 4 月 1 日現在、満 80 歳を超えた会員
2. 入会期間が 20 年以上の会員
3. 技術士会役員経験者等の功労者は入会期間が 10 年以上の会員
4. 会費未納期間がない会員

・名誉会員に登録手続き規定

1. 名誉会員の登録は満 80 歳以上の証明書（免許証等^ホ）を添付し申請する。申請書様式は任意とする。
2. 年度初めの 4 月の役員会で名誉会員条件等を審議し、承認を受ける。
3. 承認を受けた会員は総会で報告し、当該年度から会員名簿に名誉会員として掲載する。
4. 名誉会員は当該年度から会費は無料とする。
5. 名誉会員は会費無料の為、年度毎に往復ハガキ等にて名誉会員登録希望の有無を確認し、確認された名誉会員は会員名簿に掲載する。

* 従来のもう名誉会員は名誉会員登録希望の有無を確認し、確認された名誉会員は会員名簿に掲載する。